

おおくま



お知らせ版

2018年4月15日

発行：大熊町役場会津若松出張所 総務課 秘書広聴係

大熊町役場お問い合わせ先

会津若松出張所

会津若松市追手町 2-41

☎ 0120-26-3844 (フリーダイヤル)

いわき出張所

いわき市好間工業団地 1-43

☎ 0120-26-5671 (フリーダイヤル)

中通り連絡事務所

郡山市希望ヶ丘 11-10

☎ 0120-24-1013 (フリーダイヤル)

大川原連絡事務所

大熊町大川原字南平 1138-2

☎ 0120-23-1095 (フリーダイヤル)

現地連絡事務所

大熊町大川原字手の倉 125

☎ 0240-32-2318

**大野1区大野2区
ゴルフ交流会**

大野1区、大野2区ゴルフ交流会の季節がやってきました。芝生の上で楽しい一日を過ごしましょう。たくさんの方に参加していただければ、お互いに声を掛け合います。ご参加をお待ちしています。

時 5月12日(土)

午前8時30分集合、

午前9時28分スタート

場 塩屋崎カントリークラブ

(いわき市平沼ノ内字町田

279の1)

期 4月30日(月)まで

※詳細は申し込み時にお伝え

します

問 中里忠良

☎ 090(9535) 8404

小椋吉雄

☎ 090(2605) 1937

高崎信市

☎ 090(1937) 6955

おおくま中通り会

創立総会を開きます。中通りの町民の皆さんのご参加をお待ちしています。また、随

時 会員を募集しています。

■ 発起人

片倉壮次、齋藤重征、長谷川三重子、半澤佐田幸、吉田一二(五十音順)

■ 年会費

無料(イベント内容に応じて、参加費の一部負担あり)

■ 申込方法

電話または郵送。総会時の申し込み可。

内 総会、昼食交流会(うどんなど)

時 4月20日(金) 午前10時

(調理にご参加いただける方は9時集合)

場 大熊町役場中通り連絡事務所

(郡山市希望ヶ丘11の10)

対 大熊町民の皆さん

費 無料

申 不要

問 大熊町復興支援員

(大熊町役場いわき出張所

2階)

☎ 070(5581) 5939

※担当佐藤。平日午前10時

午後4時まで

いんせつとおおくま会

内 ハーブコンサート&食事会
時 5月28日(月)

午前9時20分

場 ワンダーファーム森のキッ

チン(いわき市四倉町)

費 300円

対 大熊町民の皆さん

申 必要、電話で

期 5月20日(日)まで

※マルトSC草野店から午前

9時出発の送迎バスあり

問 石橋英雄

☎ 090(2270) 8138

愛場誠

☎ 090(9531) 4591

富田睦子

☎ 090(3531) 9776

埼玉・おおくま友の会

内 房総・海鮮浜焼きと海ほたる日帰りバス旅行

時 6月3日(日)

午前7時45分

武蔵野線北朝霞駅南口集合

費 中学生以上6000円

小学生5000円

4歳以上4000円

※4歳未満は無料

定 35人

期 4月20日(金)まで

問 倉嶋要三

☎ 090(7934) 85008

環境省関連業務 連休中は 休止します

環境省が大熊町内で実施している除染工事、廃棄物処理、中間貯蔵施設への輸送等は大型連休中の次の期間、休止します。

■休止期間
4月28日(土)
～5月6日(日)

※中間貯蔵施設保管場、仮置場等の施設内作業、パトロールは実施する予定です

お引っ越し される方へ

役場にも
教えてね!



問大熊町役場
会津若松出張所
住民課避難者名簿係

▶仮設、借上げ住宅を
退去する方は…
問大熊町役場会津若松
出張所 生活支援課
または
大熊町役場いわき出
張所 生活支援係

富岡町内で簡易裁 判所の手続案内を 行っています

郡山簡易裁判所では富岡町内で手続案内、受付事務を実施しています。

なお、受付後の事件処理は郡山簡易裁判所で行います。

■内容

- ・手続案内、受付事務、建物の明け渡し、お金の貸し借りや交通事故の損害賠償など簡易裁判所で扱うことのできる民事事件手続の概要や申立方法の案内
- ・訴状、調停申立書、支払督促申立書など福島富岡簡易裁判所の管轄に属する民事事件の受付

■毎月第1、第3木曜日

午前10時30分から午後3時

まで

富岡町文化交流センター

「学びの森」

問郡山簡易裁判所

☎024(932)5697

県政相談のご案内

県では、県政に関する相談や要望、または県民生活に関する相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

■毎月金曜午前9時～正午、午後1時～4時(祝祭日、年末年始は休み)

■場県庁県政相談コーナーおよび県の各合同庁舎内県政相談コーナー

※南会津合同庁舎での相談は毎週水曜日に予約制で行います

■会津地方振興局

県政相談コーナー

☎0120(899)724

■県政相談専用電話等

○県庁県政相談コーナー

☎0120(899)721

または

024(521)7017

○県合同庁舎内県政相談コーナー

☎0120(899)722

(郡山)

☎0120(899)723

(白河)

☎0120(899)724

(会津)

☎0120(899)726

(南相馬)

☎0120(899)727

(いわき)

問県庁県民広聴室

☎024(521)7013

福島広域雇用促進 支援協議会から

■職場体験実習

大人のインターンシップ 県内約400の登録事業所の中から興味のあるお仕事を体験できます。求人票だけではわからない職場を自分で見えて、聞いて、やってみる体験型の就職活動です。お気軽にお問い合わせください。

●実習期間

1～3日

(見学だけでもOK)

●実習時間

実習先の所定労働時間内

(8時間以内)

●実習内容

実習先の事業所が営む業務の体験

●実習先

職場体験実習登録事業所

■福島県内への就職相談

就職活動についての悩みや不安を相談してみませんか？ひとりでは悩まず、ご相談ください。

電話、メール、窓口で相談員が対応します。

●電話

0120(810)650

(フリーダイヤル、平日午前9時～正午、午後1時～4時30分受付)

●メール

専用フォームで24時間受付
(<http://kkyou.net/>)

●窓口

予約制。フリーダイヤルにお問い合わせください

問福島広域雇用促進支援協議

会福島統括窓口(みんゆう

ビル202号)

☎024(524)2121

未登録の銃砲刀剣類 発見したら登録を

県教育委員会からのお知らせです。未登録の銃砲刀剣類を発見された方や登録刀剣類の所有者が代わった場合、登録証を紛失した場合、銃砲刀剣類を貸付または保管を委託する場合は、速やかに次の手続きを行ってください。

登録、所有者変更、再交付申請等の手続きを怠ると、不法所持になり罰則を受けることがあります。

■未登録の銃砲刀剣類を発見した場合

- ①まず最寄りの警察署に発見届を提出してください。
- ②県教育委員会（県教育庁文化財課）から発見届出者に登

中間貯蔵施設に係る 弁護士無料相談会

町では中間貯蔵施設の建設に伴い町民の皆さまが抱える不安や諸問題に対応するため、弁護士による相談会を開きます。権利関係等の疑問について、無料で相談できます。

【郡山市】

時 5月9日（水）

午後2時～5時

場 大熊町役場中通り連絡事務所

【会津若松市】

時 5月14日（月）

午後2時～5時

場 大熊町役場会津若松出張所

【いわき市】

時 5月16日（水）

午後2時～5時

場 大熊町役場いわき出張所

■相談できること

中間貯蔵施設建設に伴う契約、地上権、相続等について
※法律相談であり、補償価格に関する相談はできません

■対象

大熊町内の中間貯蔵施設建設予定地内に不動産（土地、建物）を所有されている方

■相談料

無料

■相談時間

1回につき50分以内（各会場3組までの事前予約制）

■申し込み方法

事前予約の先着順ですので、ご連絡をお願いします

■申し込み期限

開催日の1週間前まで

問 大熊町役場会津若松出張所

企画調整課

登録審査会日程

（時間は午前10時～午後3時。正午から午後1時まで休憩）

	審査日	審査対象	会場
第1回	5月17日（木）	刀剣類のみ	いわき合同庁舎（いわき市平字梅本15）
第2回	7月10日（火）	銃砲類 刀剣類	郡山市労働福祉会館（郡山市虎丸町7-7）
第3回	9月7日（金）	刀剣類のみ	会津若松合同庁舎（会津若松市追手町7-5）
第4回	11月16日（金）	刀剣類のみ	あづま荘（福島市飯坂町字中ノ内1-1）
第5回	平成31年2月6日（水）	銃砲類 刀剣類	郡山市労働福祉会館（郡山市虎丸町7-7）

※郡山市労働福祉会館、あづま荘では収入印紙を販売していませんので、最寄りの合同庁舎の売店等で購入してください

録審査会の案内があります。
③速やかに登録審査会で審査を受けてください。なお、登録審査会には次のものを持参してください。

- ・発見届をした銃砲刀剣類
- ・銃砲刀剣類発見届出済証（警察署から交付されたもの）
- ・登録申請書（県教育委員会から送付されたもの）
- ・印鑑
- ・登録審査手数料（福島県収入証紙で納入）
- ※1件（銃砲刀剣類1振または1丁）につき6300円分の福島県収入証紙

・委任状（代理人に依頼する場合）

■登録刀剣類の所有者が代わった場合
新しい所有者が、登録証を発行した都道府県教育委員会に、20日以内に所有者変更届出書を提出してください。

■登録証を紛失した場合
遺失物届を所轄の警察署に提出してから、登録証再交付申請書を、登録証を発行した都道府県教育委員会に提出してください。登録審査会の案内があります。速やかに登録審査会で審査を受けてください。

■貸付または保管を委託する場合
貸付または保管委託届出書を20日以内に、登録証を発行した都道府県教育委員会に提出してください。

また、貸付等が終了した場合は、速やかに貸付けまたは保管委託終了届出書を提出してください。

なお、紛失した状況により、警察署は遺失物届の提出を求めないこともあります。

問 県教育委員会（文化財課）
☎ 024（521）7787

平成30年度 町税について

平成30年度町税についてお知らせします。
不明な点などは、大熊町役場いわき出張所税務課へお問い合わせください。

大熊町役場いわき出張所税務課

■個人住民税（町県民税）

平成29年中の合計所得金額に応じて、次のとおり減免されます。

合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
300万円超～400万円以下	10分の9
400万円超～500万円以下	10分の7.5
500万円超～750万円以下	10分の5
750万円超～1,000万円以下	10分の2.5
1,000万円超	10分の1

※繰越損失の申告をしている場合は、損失額を差し引く前の所得で判定します。また、譲渡所得の特別控除の申告をしている場合は、特別控除を差し引く前の所得で適用減免割合の判定をします

今年度の納期は次のとおりです。

平成28年以前分を申告した方については、過年度分として税額が発生する場合、納付書を7月から8月にかけて送付します（一括で納付していただきます）。

- ・会社にお勤めの方で、給与から天引きとなる特別徴収の方は6月から平成31年5月までの年12回です
- ・個人で納める普通徴収の方は6月、8月、10月、12月の年4回です

■法人町民税

昨年度と同様に、震災以降、町に休業届を提出し休業状態にある（東京電力ホールディングスより営業補償を受領し、法人税（国税）の申告が必要な場合等を除く）、もしくは避難先（移転営業先）の市町村に対して法人住民税を申告・納付されている場合、大熊町の法人町民税均等割について減免となります。

なお、減免の適用を受ける際は、確定申告書と併せて「減免申請書」の提出が必要となります。

■固定資産税

昨年度と同様に、土地および家屋に係る固定資産税は課税免除となります。ただし、北原21～25までの地番内の土地および家屋と、法人または個人事業主が本来の用途に使用している償却資産については課税されます。

■軽自動車税

昨年度と同様に、4月1日現在旧警戒区域内に放置したまま使用していない車両については、申請により減免となります。

納税通知は5月初めに送付します（納付期限は5月末となります）。

■国民健康保険税

昨年度と同様に全額減免となります。

納税通知と一緒に減免通知書を、7月に送付します。

～所得申告がお済みでない方へ～

申告をされていませんと、所得証明書などの公的証明書が発行できませんのでご注意ください。

なお、収入が給与のみで年末調整が済んでいる方、収入が年金のみで400万円以下の方は申告不要です。

※東京電力から給与・事業・不動産・農業所得などの減収分の補填を受けた方は、収入として申告が必要となります
※平成30年度所得証明書等は、特別徴収の方は5月中旬、普通徴収の方は6月中旬に発行可能となる予定です